

# 令和6年度 第7回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和6年10月10日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第19号 農地法第3条許可申請書審議について  
議案第20号 農地法第5条許可申請書審議について  
議案第21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）
5. そ の 他
6. 出席委員  
農業委員  
1 番 境 栄一郎                      2 番 長野 和代                      3 番 清住 昇  
4 番 松本 茂                          6 番 五嶋 靖                          7 番 岡本 篤幸  
8 番 平井 豪                          9 番 草場 竜一郎                      10 番 本田 廣正  
12 番 河嶋 隆雄                      13 番 緒方 寛二                      14 番 中村 節美  
農地利用最適化推進委員  
西村 孝生              田上 安幸              外村 和彦              松永 博文  
伊佐 浩二              坂本 導成              松野 文男              上村 敦之
7. 欠席委員  
農業委員  
5 番 伊豆野 誠              11 番 中村 幸信  
農地利用最適化推進委員  
西村 盛一              井芹 康雄
8. 議事録署名人  
10 番 本田 廣正  
12 番 河嶋 隆雄

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑 一徳

事務局職員 美濃田 知也、小山 美伸、川端 励志

## 会 議

### 1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

それでは定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は11名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和6年度第7回、定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

### 2. 会長挨拶

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。今素晴らしい天気で農業をされる方にとっては稲刈り等も始まっておりますし、今日も2、3の方が外されないということで欠席をされているようであります。皆さんも既に新聞あるいはマスコミ、テレビ等でご承知と思いますが、本年産米の、米の価格が非常に値上がりをしています。23年産米の高温障害による品薄とか、あるいはインバウンドの影響で米の需要が増えたとか、あるいは能登半島地震、あるいは災害で米の需要が非常に増えたとか、それと南海トラフ等の地震の関係で非常に大々的なマスコミの報道がありまして、それに伴って備蓄米を買う人が増えたというような事で、非常に端境期で品薄感が増えておりまして、米の概算金も今年は、JAであります非常に上がっております。昨年が1万2千ほどの概算金でしたが、今年は6千円ほど増やして、1万8千円で前渡金を払いますよということで周知をされています。また、それに伴って業者の方が買われるお米も非常に高くなっておりまして、2万2千円あるいは3千円ということで情報を得ているところです。そういうところで私達農業者にとっては非常に追い風が吹いているかと思えます。従ってまた来年、この価格で米の価格が推移するかといえばそれは非常に不透明な部分があるかと思っているところです。私たちの農業委員会の活動も半分は終わりました。今日から後半の活動に入ります。後6回の活動を終われば私達の任期は終わるということにはなりますが、そういうことで後半年間でありまして、活動よろしく願いをしながら、今日は案件もそう多くはございません。農繁期等で多忙な方もいらっしゃると思いますので、短期間で終わっていきたくと、このように考えていますのでよろしく願いをいたしまして、冒頭の挨拶といたします。以上です。

事務局長 ありがとうございます。

### 3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、10番委員の本田廣正委員と12番委員の河嶋隆雄委員にお願いをいたします。  
4. 議 事

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長にお願いいたします。

会 長 それでは早速審議に入りたいと思います。

議案第19号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは1ページをお願いいたします。

議案第19号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和6年10月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、審議に入ります。

2ページをお願いします。番号1番について審議したいと思います。

6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

6 番 6番委員の五嶋です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明します。

申請地は見えにくいですが、小さい赤色のこの部分です。こちらに龍野小学校がございまして、こちらが龍野ふれあい広場でございます。県道稲生野甲佐線を道沿いに進みますと、こちらに城平橋がございまして、城平橋から100メートル東に向かいますと、こちらに龍野福祉ふれあいセンターがございまして、今回の申請地は、龍野福祉ふれあいセンターの町道向かいに1筆ございまして、場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、6番委員の五嶋委員から農地の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

6 番 6番委員の五嶋です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家の方に

なります。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っておりますが委員さんが稲刈りでお休みのため、事務局長から説明をお願いします。

事務局 事務局長から説明いたします。

先月の9月30日に会長、平井委員、伊豆野委員と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上早川に1筆あります。

申請地には、栗と露地野菜の栽培を計画され、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。また、栽培の計画をされている作付け物から農地の管理等については、休日の作業で対応できると判断します。

会 長 ただいま、事務局から現地調査の報告。また、6番委員の五嶋委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質疑はないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、議案第20号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題と

事務局 事務局長から説明をお願いします。

事務局 事務局長 それでは、4ページをお願いいたします。

議案第20号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年10月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、5ページをお願いします。

議案第20号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番についてを審議したいと思えます。

それでは、6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

6 番 6番委員の五嶋です。

それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

以上です。

会 長 続きます、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明申し上げます。お手元の資料の6ページに地図を添付しておりますけど、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思えます。先程3条でお示した場所のすぐ隣、隣接地に今回の5条の申請地がございます。簡単ではございますが、場所の説明は以上でございます。

会 長 続きます、転用申請に係る可否の判断について、6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

6 番 6番委員の五嶋です。それでは、説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、「個人住宅」を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題ないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落に隣接しており公共投資の対象となっていない、広がり10ha以下の農地であるため、第二種農地に該当すると思えます。

②については、第二種農地の転用は「申請農地に代えて周辺の他の土地を供する事により、その申請に係る事業の目的を達成する事ができる場合」には許可できませんが、他に適地は無いと思われるため例外的に転用は可能だと思えます。

③については、「資金計画書」、「事前審査終了書」も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、「土砂の流出は無いと考えるが、土砂が流出した場合は土嚢、シート等を設置し対策する。」とされているため、周囲の営農に支障を及ぼす恐れは無いと思えます。

⑤については、問題ないと思えます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。8番委員の平井委員から説明をお願いします。

8 番 8番委員の平井です。

先月の9月30日に会長、伊豆野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字上早川字下知行にある集落に接した農地1筆で、第二種農地に該当し、他に適地は無いと思われるため、転用は可能だと思います。

会 長 ただいま8番委員の平井委員から現地調査の報告。また、6番委員の五嶋委員から、転用申請に係る可否の判断である、「農地法第4条第6項第1号のイ及びロ」のいずれにも該当せず、他に適地は無いため「転用は可能と判断する」との説明があったところ  
です。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かご意見はございませんか。

発言もないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員、賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては、「許可相当」の意見を付けて県へ送付します。

続きまして、番号2番から4番までは、大字は違いますが隣接しており、同一目的での転用申請ですので、一括して審議したいと思います。

それでは、12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

12 番 12番委員の河嶋です。

それでは、番号2番から4番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を  
読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。地図につきましては、お手元の資料の7ページに添付しておりますが、こちらも前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。画面下の方、右端、こちらが龍野小学校でございます。そして左の方が緑川団地、すぐ隣を国道の443号線が御船町の方に通っております。そして今回申請にあがった農地7筆はこちらの赤い着色した部分、それと申請人の事業所がこちらに隣接しております。場所については以上でございます。

会 長 それでは、転用申請に係る可否の判定について、12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

12 番 12番委員の河嶋です。それでは、説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、「資材倉庫」を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題ないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては既存施設に隣接した、公共投資の対象にはなっていない農地ですが、広がりも10ha以下であるため、第二種農地に該当すると思います。

②については、第二種農地の転用は「申請農地に代えて周辺の他の土地を供する事により、その申請に係る事業の目的を達成する事ができる場合」には許可できませんが、例外規定の「既存施設の拡張」に該当するため転用は可能だと思います。

③については、「資金計画書」、「融資証明書」、「残高証明書」も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、「境界にコンクリートブロックを設置し、土砂が流出しないようにする。」とされているため、周囲の営農に支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局からご説明申し上げます。

先月の9月30日に会長、平井委員、伊豆野委員で現地調査を行いました。

申請地は、大字下横田字中川原及び大字麻生原字中川原にある既存施設に隣接した農地で、第二種農地に該当します。例外規定の「既存施設の拡張」に該当するため、転用は例外的に可能だと思います。

会 長 ただいま事務局から現地調査の報告。また、12番委員の河嶋委員から、転用申請に係る可否の判断である、「農地法第4条第6項第1号のイ及びロ」のいずれにも該当せず、例外規定の「既存施設の拡張」に該当するため「転用は可能と判断する」との説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。なにか質問ございませんか。

ないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員、賛成と認めます。それでは、番号2番から4番につきましては、当農業委員会としましては、「許可相当」の意見を付けて県へ送付をしま

それでは、議案第21号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について」を議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、8ページをお願いいたします。

議案第21号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について」別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和6年10月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

9ページをお願いいたします。

甲農第1053号、令和6年9月26日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、甲斐高士。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の10ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和6年度第7回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。

賃借権の再設定については、6年の田が13筆の9,221㎡、10年の田が1筆の444㎡となります。

賃借権の新規については、ございません。

使用貸借権の再設定については、6年の畑が1筆の1,370㎡となります。

使用貸借権の新規については、10年の畑が1筆の2,814㎡となります。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が14筆の9,665㎡、畑が2筆の4,184㎡となります。

その他、所有権移転については、今回はございません。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は、事務局から説明いたします。

会 長

それでは、11ページをお願いします。

議案第21号、農業経営基盤強化促進法の規程による農地利用集積計画について審議します。

番号1番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)  
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P12ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりまして、木村のあられさん、日立物流さん、九州自動車道があります。今回の申請地はこちら九州自動車道の高架下から約55メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は、御船町の認定農業者で、主にキャベツ・ソルゴー・麦の作付けをされています。今回の申請地にも、キャベツ・ソルゴー・麦の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。以上です、

会 長 ただいま、事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。本田委員。

10 番 これ場所的に河川敷ではないんですか。堤防の外ですから。

事務局長 地番があるけん河川敷ではないです。

10 番 普通一般的に堤防なら河川敷になりますよね。建設省から借りているのが普通一般的な扱いになってくるんですよ。

3 番 ただ地番があって、何筆かは一緒にのっております。

10 番 上から見ると携帯にも出てくるんですよ。何筆か。これともう一つ横の真四角の。個人の持ち物になるんですね。

会 長 よろしいですか、本田委員。

10 番 それは構いませんけれども、何で河川敷にあるのかなと、それが私は不思議なんですよ。

3 番 以前は河原を開いて各自が自由に使っていたんですけども、それはもう建設省に全部取上げになって、地番があった場所だけ残っていると。

会 長 よろしいですかね。

10 番 はい、構いません。

会 長 そのほかにはなにかございませんか。

他にはないようでございます。採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり承認いたします。

以上で、本日予定しておりました議案は全て終了いたしましたので、これで議題は終了となります。

事務局長 皆さんお疲れ様でした。それではこれを持ちまして第7回定例農業委員会総会を閉

会いたします。お疲れ様でした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

10 番

12 番